

居宅介護支援事業所あらたま

厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業所をご利用いただく申し込み者に対して本人の意志によるサービスの選択に資するとみとめられる重要事項を説明いたします。

1. 事業所の概要

(1) 名称等

名称	居宅介護支援事業所あらたま
所在地	浜松市浜名区宮口3152番地
電話番号	053-582-1717
法人種別及び名称	社会福祉法人 大善福社会
代表者氏名	理事長 大城 一
管理者	鈴木 美保子
介護保険事業所番号	2257280103
指定年月日	平成30年10月1日
交通の便	天竜浜名湖線 宮口駅下車 5分
サービスを提供する通常の実施地域	原則として浜名区(於呂圏域、北浜圏域、しんぱら圏域)

(2) 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1人	常勤 1人	主任介護支援専門員
介護支援専門員	2人	常勤 2人以上	介護支援専門員
計	2人	常勤 2人以上	

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし年末、年始(12月30日から1月3日まで)及び祝祭日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで。

2. 居宅介護支援の概況

(1) 居宅介護支援等の業務内容について

項目	内容・方法等
介護保険に関する申請の代行	介護認定の申請などを代行いたします。
訪問調査	市町村の委託を受けて、各家庭を訪問して介護保険認定調査を行います。

項 目	内容・方法等
居宅サービス計画の作成	利用者・家族の意向・状態などに基づき、居宅サービス計画原案を作成します。同意を得た上で実施いたします。 居宅サービス計画書作成の際、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求める事ができます。 また、利用者は当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求める事ができます。
居宅サービス計画作成後の管理	居宅サービス計画作成後も計画の実施状況の把握に努め、必要に応じ、居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整等を行います。介護支援専門員は毎月1回以上、居宅を訪問し、実施状況の確認等をいたします。また、要介護認定更新時及び必要時にサービス担当者会議を開催します。
その他	1.利用者・家族の意向により介護保険施設の紹介を行いません。 2.サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用により開催する事があります。 3.公正中立に居宅介護支援サービスを提供します。 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について必要に応じて別紙にてご説明いたします。また、内容については、介護サービス情報公表制度でも公表します。 4.介護保険法令に定める一定の要件を満たしている場合にはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とし、その場合の居宅訪問は少なくとも2カ月に1回以上とします。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項 目	内 容
サービス提供困難時の対応	利用者が居宅における日常生活が困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等の便宜を図ります。
サービスの質の向上のための方策	利用者やその家族に安心と喜びを与えるために、心が伝わる細やかなサービスの実現に向け、日頃から職員の研鑽に努めています。
介護支援専門員を変更する場合の対応	原則的には、居宅サービス計画を作成した介護支援専門員が計画後もサービスの利用状況の把握又は介護保険全般にわたるご相談等の便宜を図りますが、利用者の要望又は事業所の都合で介護支援専門員を変更するときは、双方の話し合いにより、お互いに理解した上で変更します。

項 目	内 容
プライバシーの遵守	支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負い、他に漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
事故発生時の対応	指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
医療との連携	1.居宅介護支援事業所と医療機関との連携がスムーズに図れるよう医療機関等へ入院される際は担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等へお伝え下さい。 2.介護支援専門員が実施状況の把握の際や、指定居宅サービス事業所等から伝達された利用者の服薬状況、口腔機能その他のものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。
虐待防止について	当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待防止のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし、地域包括支援センター等との連携を図ります。 また、虐待の発生又はその再発を防止するために、委員会の設置指針の整備、職員研修の実施等必要な措置を講じます。
感染対策について	当事業所では、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、職員研修の実施等必要な措置を講じます。
業務継続計画について	当事業所では、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、教務継続計画を策定し、その計画に従い必要な職員研修及び訓練を実施します。
身体拘束等の適正化について	当事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には必要な措置を講じます。

3.利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、下記の料金を一旦お支払いいただきます。お支払いを受け、当事業所より指定居宅介護支援提供証明書を発行します。この証明書を利用者の保険者である市町村の窓口に掲示すれば払い戻しを受ける事ができます。

要介護1～2	11,088円
要介護3～5	14,406円

4. サービスの終了について

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者は、いつでも契約を解約できます。但し次の場合は、下記の解約料をいただきます。

ア 契約後、居宅サービス計画中で、利用者の申し出により解約した場合

要介護1～2	11,088円
要介護3～5	14,406円

イ 市町村への居宅サービス計画の届出終了後に解約した場合・・・解約料はかかりません。

ウ その他解約により当事業所に不足の損害を生じさせる場合・・・アに準じた解約料

(2) 次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア 利用者が介護保健施設等に入院又は入所した場合

イ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

ウ 利用者が死亡した場合

(3) 原則として当事業所がこの契約を解約することはできません。但し、次の事由に該当する場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約し終了させていただく場合があります。

ア 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるとき。

イ 利用者又はその家族等が当事業所や介護支援専門員に対し、パワーハラスメント（暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為）やセクシャルハラスメント（身体を触る、手を握る、性的な言動をする）や、その他ハラスメント行為等により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合。

5. 居宅介護支援に対する苦情

当事業所の居宅介護支援及び当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。 サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談下さい。

【相談窓口】

居宅介護支援事業所あらたま 担当 管理者 鈴木美保子 電話 053-582-1717

【その他受付先】

浜名福祉事業所 長寿保険課 浜名区役所内（浜松市浜名区貴布祢3000） 電話 053-585-1122

静岡県国民健康保険団体連合会（静岡市葵区春日2-4-34） 電話 054-253-5590

重要事項の説明は以上です。

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 浜松市浜名区宮口3152番地
名 所 居宅介護支援事業所あらたま

説明者 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印